

日本国法務省，外務省，厚生労働省及び警察庁と  
タイ王国労働省との間の  
在留資格「特定技能」を有する外国人に係る制度の適正な運用のための情報  
連携の基本的枠組みに関する協力覚書（仮訳）

日本国法務省，外務省，厚生労働省及び警察庁（以下「日本の省庁」と総称する。）並びにタイ王国労働省（以下「MOL」という。）は，日本国政府が在留資格「特定技能」を付与して一定の専門性・技能を有する人材（以下「特定技能外国人」という。）を受け入れる制度（以下「本制度」という。）の運用において，特定技能外国人の送出し・受入れに係る両国間の協力を通じて相互の利益を強化することについての見解を共有する。この見解に基づき，日本の省庁とMOL（以下「両国の省庁」と総称する。）は，次のとおり協力することを決定した。

#### 1. 目的

この協力覚書は，情報連携の基本的枠組みを定めることにより，タイから日本国への特定技能外国人の送出し及び受入れの円滑かつ適正な推進を通じて特定技能外国人を保護しつつ，特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れを確保すること（特に，特定技能外国人に係る求人・求職に関与する両国内の個人又は企業（以下「仲介機関」という。）で，特定技能外国人の送出し・受入れに関して違法又は不当な行為を行うものの排除）並びに特定技能外国人の送出し・受入れ及び日本国での在留に関する問題を解決することとともに，本制度の適正な運用のための協力を通じて両国の相互の利益を強化することを目的とする。

#### 2. 連絡窓口

両国の省庁は，この協力覚書に基づく協力を効果的に実施するため，両国の連絡窓口を次のとおりそれぞれ指定する。

- (1) 日本国  
法務省出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課
- (2) タイ  
労働省雇用局海外雇用管理課

#### 3. 協力の枠組み

この協力覚書に基づく協力は，それぞれの国において効力を有する法令の範囲内で行われる。一方の国の省庁又は省は，他方の国の省庁又は省の書面による同意なしに，この協力覚書の枠組みにおける協力及び情報共有を通じて取得した他方の国の省庁又は省の秘密の情報を開示しない。

#### 4. 情報連携の基本的枠組み

### (1) 情報共有

両国の省庁は、特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れを確保するため並びに特定技能外国人の送出し・受入れ及び日本国での在留に関する問題を解決するために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人を受け入れる産業分野及び同産業分野で必要となる素養・技能並びに仲介機関による次の行為に該当するものに関する情報を含む。

- (a) 保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、特定技能外国人又は特定技能外国人になろうとする者（以下「特定技能外国人等」という。）、その親族又はそれらの者の関係者の金銭その他の財産を管理すること。
- (b) 契約の不履行について違約金を課す契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結すること。
- (c) 暴行、脅迫、自由の制限等、特定技能外国人等の人権を侵害すること。
- (d) 日本国における出入国管理又は査証手続に関し、許可、査証その他の証書を不正に取得する目的で、偽造された、変造された又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供すること。
- (e) 特定技能外国人等から徴収する手数料その他の費用について、当該特定技能外国人等に算出基準を示さず、かつ、その額及び内訳を理解させないで、当該費用を徴収すること。

### (2) 問題是正等のための協議

両国の省庁は、この協力覚書の1に定める目的を達成するため、定期又は随時に協議し、本制度の適正な運用のために改善が必要とされる問題の是正に努める。主な協議内容は次のとおりとする。

- (a) 本制度に係る両国の政策の実施及び変更に関する事項
- (b) 特定技能外国人に係る仲介機関の適正さの確保に関する事項（必要な是正措置の在り方を含む。）
- (c) 特定技能外国人の送出し・受入れに係る各種審査、日本国内の不適正な受入機関又は在留資格「特定技能1号」を有する外国人材に対する支援（「特定技能1号」を有する特定技能外国人が当該在留資格の下での活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援をいう。）を行う不適正な機関及びタイ国内の不適正な送出機関に係る是正措置に関する事項
- (d) 特定技能外国人の技能試験及び日本語能力の測定試験（以下「試験等」と総称する。）の適正な実施に関する事項
- (e) 特定技能外国人の日本国での在留管理に関する事項

## 5. 試験等における協力

日本の省庁及び特定技能外国人の受入れを所管する省（以下「日本の関係省庁等」と総称する。）は、試験等を適正に実施する。MOL及び試験等に関

係する省（以下「タイの関係省等」と総称する。）は、日本の関係省庁等から、試験等の実施及び関連する日本語教育に係る事業その他の日本の関係省庁等が関与する日本語能力の測定試験に関する事業に係る協力を求められた場合には、可能な範囲でこれに応じる。

また、日本の関係省庁等及びタイの関係省等は、試験等に関し、別人による受験、試験等の合格を証する文書の偽造又は変造その他の不正な行為に関する情報を得たときは、この協力覚書の4.(1)に定める枠組みに従って、当該情報を速やかに共有する。

## 6. 日本の省庁の責務

日本の省庁は、日本国の関係法令に従い、タイ国からの特定技能外国人の受入れに関して次の責務を果たす。

- (1) 在留資格「特定技能1号」を有する外国人材を、別添記載の産業分野に受け入れること。
- (2) 技能実習2号を修了した後に「特定技能1号」に在留資格の変更を行う日本に在留しているタイ国民について、この協力覚書の7(5)に定めるMOL（在京タイ大使館労働事務所）によって承認された雇用契約書を在留資格「特定技能1号」を付与するための必要な資料の一つとして受け入れること。
- (3) 受入機関と特定技能外国人との間で締結された雇用契約及び受入機関により作成された在留資格「特定技能1号」を有する外国人に対する支援計画が、出入国に関する該当法令で規定された基準に適合するかどうかを適正に審査すること、及び雇用契約の条件規定の遵守を確保すること。
- (4) 特定技能外国人に対して、日本国民が特定技能外国人と同様の職務に従事することで受領する額と同等又はそれ以上の額の賃金が支払われることを確保すること及び外国人であることを理由に賃金の決定、教育・訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇に関して差別を受けることが無いことを確保すること。

## 7. MOLの責務

MOLは、タイ国の関係法令に従い、タイ国からの特定技能外国人の送出しに関して次の責務を果たす。

- (1) 雇用局、認可された民間採用事業者又は地元の雇用主の手配を通して、若しくは自身での手配を通してのみ、タイ国から特定技能外国人を送り出すこと。
- (2) 両国の関係法令に従って、タイ国からの特定技能外国人からのサービスの徴収を仲介機関に認めること。
- (3) 日本の関係省庁等によって準備されたタイ国内で実施される試験等の実施に関する計画がMOLが定める関連する承認基準を満たすかどうかを審査すること、及びこれらが当該基準を満たすと認められる場合は当該計画を承認すること。

- (4) 労働者が日本国内で特定技能外国人として働く準備ができるように、海外の雇用情報を周知すること。及び、
- (5) 技能実習2号を修了した後に「特定技能1号」に在留資格の変更を行う日本に在留しているタイ国民について、在留資格「特定技能1号」を付与するために必要な資料の一つとして、在京タイ大使館労働事務所において雇用契約書を承認すること。

#### 8. 枠組みの見直し等

特定技能外国人に係る制度の運用開始から2年後に実施される制度の見直しを踏まえ、この協力覚書に基づく二国間の協力の枠組みを必要に応じて見直すこととする。この協力覚書の内容は、両国の書面による同意により、必要に応じて修正又は補足される。

#### 9. 言語等

この協力覚書は、英語により二通作成され、2020年2月4日に東京において署名された。

この協力覚書に基づく協力は、署名の日から開始する。

この協力覚書に基づく協力は、開始の日から5年間継続するものとし、終了の日の60日前までに、一方の国の省庁又は省により延長しない旨の書面で通告されない限り、自動的に5年間延長される。一方の国の省庁又は省が、5年間の終了前にこの協力覚書に基づく協力の終了を希望する場合には、終了することを希望する日の90日前までに他方の国の省庁又は省に対し書面によりその意図を通告することにより、協力を終了することができる。

日本国法務省のために

タイ国労働省のために

日本国外務省のために

日本国厚生労働省のために

日本国警察庁のために

在留資格「特定技能1号」で外国人材を受け入れる産業分野

- 1 介護
- 2 ビルクリーニング
- 3 素形材産業
- 4 産業機械製造業
- 5 電気・電子情報関連産業
- 6 建設
- 7 造船・船用工業
- 8 自動車整備
- 9 航空
- 10 宿泊
- 11 農業
- 12 漁業
- 13 飲食料品製造業
- 14 外食業